

## 省エネ（熱損失防止）改修工事に伴う 固定資産税の軽減申告をされる方へ



改修を行った家屋に係る固定資産税額（120㎡まで）を  
3分の1、工事を行った翌年度分において減額します。

※改修工事により認定長期優良住宅に該当することとなった  
住宅は3分の2

省エネ（熱損失防止）改修工事完了後3ヶ月以内に、必要書類を添付して税務課課税  
グループ窓口まで申請をお願いします。

### 減額の要件

#### 家屋の要件

平成20年1月1日以前から存している住宅（賃貸住宅は該当になりません）

#### 省エネ（熱損失防止）改修の要件

①の改修工事又は①の改修工事と併せて行う②から④までの工事であること

- ① 窓の日射遮蔽性を高める改修工事
- ② 天井等の断熱性を高める改修工事
- ③ 壁の断熱性を高める改修工事
- ④ 床の断熱性を高める改修工事

#### 工事費の要件

当該工事に要した費用が50万以上（補助金などを除く自己負担）のもの

## 必要書類

- ・ 熱損失防止改修住宅に係る固定資産税減額申告書
- ・ 国土交通省の定めた増改築等工事証明書・・・注1
- ・ 改修工事箇所の図面・写真
- ・ 改修工事の領収書（写し可）
- ・ 改修工事に係る明細書
- ・ 改修工事が行われたことで認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第7条の規定に基づき発行された認定通知書（写し可）

注1 下記のいずれかの証明が必要となります

- ・ 建築士事務所に属する建築士
- ・ 指定確認検査機関
- ・ 登録住宅性能評価機関
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険



申告方法、不明な点につきましては、  
川島町役場 税務課 課税グループ  
電話049-299-1757  
まで